

国立大学法人香川大学退職手当規則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人香川大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第32条の規定に基づき、国立大学法人香川大学（以下「大学法人」という。）に所属する職員（次条各号に掲げる職員を除く。以下「職員」という。）の退職手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用除外者)

第2条 職員のうち、次に掲げる者には、退職手当を支給しない。

- (1) 実務家教員（みなし専任教員に限る。）
- (2) 任期付特任教員（国家公務員、国立大学法人の職員（大学法人職員を含む。）等から引き続いて当該教員として採用された者を除く。）
- (3) 再雇用職員
- (4) 非常勤職員

(退職手当の支給)

第3条 この規則の規定による退職手当は、職員が退職し、又は解雇された場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(退職手当の支払)

第4条 この規則の規定による退職手当は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、その全額を、現金で支払うものとする。

- 2 前項にかかわらず、支給を受けるべき者の申出がある場合は、その者の名義の預金又は貯金への振込により支払うものとする。
- 3 この規則の規定による退職手当は、職員が退職し又は解雇された日から起算して1月以内に支払う。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の額)

第5条 退職手当の額は、基本額と調整額を合計した額とする。

(退職手当の基本額)

第6条 退職手当の基本額は、退職し、又は解雇された日におけるその者の国立大学法人香川大学給与規則（以下「給与規則」という。）第2条第1号に規定する基本給（職員が休職、停職、減給その他の事由によりその基本給の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合においてその者が受けるべき基本給。以下同じ。）に別表1に掲げる退職事由ごとの割合を乗じた額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、定年から5年を減じた年齢以上の常勤職員（役員であった者及び人事交流職員を除く。）が、定年に達することなく退職する場合において、次の各号を満たし、本人の申出に基づき学長が認めた場合には、定年扱いとし、その割合を乗じた額とする。
 - (1) 退職日が年度末であること。
 - (2) 退職日より1年以上前の申出であること。

(退職手当の調整額)

第7条 退職手当の調整額は、基礎となる在職期間の初日の属する月から末日の属する月までの各月ごとに、別表2に掲げる当該各月にその者が属していた職員区分（第1号区分～第9号区分）に応じて定める額（以下「調整月額」という。）のうち、その額の多いものから60月分の調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(短期勤務者等に対する退職手当の調整額の特例)

第8条 次に掲げる者に対する退職手当の調整額は、前条にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 勤続24年以下の退職者 第8号区分の調整月額を勘案しない。
- (2) 勤続4年以下の退職者及び勤続10年以上24年以下の自己都合退職者 (1)により計算した額の2分の1に相当する額
- (3) 退職手当の基本額が支給されない者、勤続9年以下の自己都合退職者及びその者の非違により退職した者については、調整額を支給しない。

(業務上死傷病退職者(勤続期間が3年以内の者)の特例)

第9条 業務上の傷病又は死亡により退職した者で勤続期間が3年以内のものに対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域保障手当の月額の合計額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年の者 100分の540

(勸奨退職者の特例)

第10条 勸奨退職者のうち、定年に達する日の6月前までに退職した者であって、その勤続年数が25年以上であり、かつ、その年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上である者に対する第6条の規定の適用については、同条中「基本給」とあるのは、「基本給及び当該基本給に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とする。

(任期付病院医師の特例)

第10条の2 国立大学法人香川大学任期付職員就業規則第2条第5号に規定する任期付病院医師が引き続き同条第1号に規定する任期法教員又は任期の定めのない職員になった場合(以下「異動した場合」という。)は、任期付病院医師としての身分が終了する日に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる理由により退職したものとして、退職手当を支給する。

- (1) 任期付病院医師の任期満了日以前に異動した場合 自己都合
- (2) 任期付病院医師の任期満了日の翌日に異動した場合 任期満了

(任期付医療職員等の特例)

第11条 国立大学法人香川大学任期付職員就業規則第2条第6号及び第7号に規定する任期付医療職員及び任期付看護職員が引き続き任期の定めのない職員になった場合は、任期の定めのない職員になった日の前日に任期満了したものとして、退職手当を支給する。

(本給が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る計算の特例)

第12条 大学法人において、施行日以降の在職期間中に、本給が減額改定以外の理由(降格、本給表間異動等)によりその者の本給が減額されたことがある場合において、減額前本給額(当該理由による減額がなかったものとした場合の本給額のうち最も多いもの)が退職日本給額よりも多いときの退職手当の基本額の計算は、減額前本給額に減額前日までの勤務期間に応じた割合を乗じた額に、退職日本給額に退職日までの勤務期間に応じた割合から減額前日までの勤務期間に応じた割合を減じた割合を乗じた額を加えて基本額とする。

(勤続期間の計算)

第13条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間(国立大学法人香川大学非常勤職員就業規則第2条に規定する日々雇用職員の在職期間を含み、既に支給された退職手当の対象となった在職期間を除く。)による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの年月数による。
- 3 前各項の規定による在職期間のうち、次の各号に掲げる事由により、現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。)が1以上あったときは、その月数の2分の1(第2号に掲げる事由による期間(平成20年4月1日以降の期間に限る。))のうち、育児休業の対象となった子が1歳に達する日までの期間の月にあつては3分の1)に相当する期間を前各項の規定により計算した在職期間から除算する。
 - (1) 職員就業規則第16条の規定による休職(業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。)
 - (2) 職員就業規則第61条の規定による育児休業
 - (3) 職員就業規則第61条の2の規定による自己啓発休業
 - (4) 職員就業規則第68条第4号の規定による停職
- 4 前項の規定にかかわらず、職員就業規則第16条第1項第6号の規定による休職の場合は、全期間を除算する。

- 5 前各項の規定による在職期間のうち、職員就業規則第46条の規定による短時間勤務（子の養育のための週28時間45分未満勤務の場合に限る。）のある月（当該勤務以外の勤務のあった月を除く。）が1以上あったときは、その月数の3分の1に相当する期間を前各項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 6 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人大学入試センター及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構（同機構就業規則に規定する教育職職員に限る。）（以下「他の国立大学法人等」という。）の職員が引き続いて職員となったときにおけるその者の他の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間（当該他の国立大学法人等の退職手当に関する規定において当該他の国立大学法人等の職員としての勤続期間に含めることとされている他の機関における在職期間を含む。次項の場合において同じ。）を含むものとする。この場合において、その者の他の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。ただし、退職により、この規則の規定による退職手当に相当する給与（以下「退職手当相当給与」という。）の支給を受けている場合は、当該在職期間を含まないものとする。
- 7 職員が退職手当を支給されないで他の国立大学法人の職員となり、引き続き他の国立大学法人の職員として在職した後引き続いて再び職員となった者の第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、退職により、退職手当相当給与の支給を受けている場合は、この限りでない。
- 8 職員が、引き続いて他の国立大学法人等の職員となり、その者の職員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等の退職金に関する規定によりその者の当該他の国立大学法人等における職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規則による退職手当は支給しない。
- 9 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（傷病又は死亡による退職の場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 10 職員を他の国立大学法人等の機関の業務に従事させるための休職期間は、第3項の規定にかかわらず職員の引き続いた在職期間に全期間算入するものとする。
- 11 前項の規定は、第9条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。
- 12 勤続期間が45年を超える場合の支給割合は、45年に掲げる率とする。

（国家公務員等として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例）

- 第14条 職員のうち、学長の要請に応じ、引き続いて国、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が学長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第7条の2第1項に規定する公庫等（国立大学法人を除く。以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、国等の機関において退職手当相当給与が支給されている場合は、この限りでない。
- 2 国家公務員等が国等の機関の要請に応じて、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項の規定による職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、国等の機関において退職手当相当給与が支給されている場合は、この限りでない。
 - 3 前各項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、前条（第4項及び第5項を除く。）の規定を準用する。
 - 4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規則による退職手当は支給しない。
 - 5 職員を国等の機関の業務に従事させるための休職期間は、前条第3項の規定にかかわらず職員の引き続いた在職期間に全期間算入するものとする。

6 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。

(諭旨解雇及び懲戒解雇の退職手当)

第15条 職員就業規則第68条第5号に規定する諭旨解雇された場合は、第5条の規定により計算された額から3分の1を減額した額を支給し、同条第6号に規定する懲戒解雇された場合は、退職手当を支給しない。

2 諭旨解雇又は懲戒解雇相当事由が存すると認められる場合において、諸般の事情により手続き上他の形式により退職したときは、前項の規定を準用する。

(解雇予告手当の控除)

第16条 職員就業規則第28条の規定に基づき解雇予告手当が支給される場合は、この規則による退職手当の額から解雇予告手当を控除する。

2 職員就業規則第68条第5号に規定に基づき解雇予告手当が支給される場合において、前条の規定により減額される額が解雇予告手当より少ないときは、その差額を第15条により計算された退職手当の額から控除する。

(遺族の範囲及び順位)

第17条 第3条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者にあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第18条 次の各号に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職又は解雇された場合の退職手当の取扱い)

第19条 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職し、又は解雇されたときは、退職手当は支給しない。ただし、禁固以上の刑に処せられなかったときはこの限りでない。

2 前項の規定は、退職し、又は解雇された者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間(その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条において同じ。)中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第20条 学長は、退職し、又は解雇された職員に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者の逮捕の理由となった犯罪又はその者が犯したと思料される犯罪について禁固以上の刑が定められているときは、退職手当の支給を一時差し止めるものとする。

2 前項の規定による退職手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、学長に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止

処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

(3) 前各号に掲げる場合のほか、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなった場合

4 学長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(退職手当の返納)

第21条 退職し、又は解雇された者に対し退職手当の支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたときは、学長は、その支給をした退職手当の全部又は一部を返納させるものとする。

(他の国立大学法人の職員となった者の取扱い)

第22条 職員が、引き続いて他の国立大学法人の職員又は地方公務員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人又は地方公共団体の退職手当に関する規定によりその者の当該国立大学法人又は地方公共団体における職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規則による退職手当は支給しない。

(役員に関する特例)

第23条 職員が大学法人役員に就任したときは、退職手当を支給しない。

2 前項に該当する者が役員退任日の翌日に職員に復帰した場合において、その者の役員としての在職期間は本規則の勤続期間とみなす。ただし、役員としての退職手当相当の報酬が支払われた場合は、この限りでない。

(端数の処理)

第24条 この規則の規定により計算した退職手当の額に1円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てる。

(学長の決定)

第25条 この規則によりがたい場合は、その都度、学長が決定する。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 施行日から平成21年3月31日までに退職した者の退職手当の額は、本則の規定にかかわらず、別紙のとおりとする。

3 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定に基づき、職員となった者に対する第9条第1項の規定による勤続期間の計算については、平成16年3月31日以前の退職手当法の規定による退職手当算定の基礎となる在職期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

4 平成16年3月30日に雇用されていた日々雇用職員が引き続き常勤職員になることなく18日以上勤務した月が引き続き6月を超えて退職した場合は、第2条の規定にかかわらず、退職手当を支給する。ただし、退職手当の額は、この規則により算出した額の2分の1の額とする。

5 第7条に規定する退職手当の調整額において、基礎となる在職期間が施行日前の場合は、附則別表を適用する。ただし、平成8年4月1日以前の期間は勘案しない。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成19年6月29日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日の前日において定年年齢が65歳となっていた者については、平成24年3月30日まで第6条第2項の規定は適用しない。

3 平成20年3月31日に退職する者に対する第6条第2項第2号の適用については、「1年以上」とあるのを「3月以上」とする。

附 則
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成22年12月6日から施行する。

附 則
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表 1

勤続年数	退 職 事 由			
	自己都合 解雇※1	業務外傷病※2	定年，勸奨 任期満了 通勤傷病 業務外死亡	業務上死傷病 ※3
6月未満	0	1	1	
6月以上1年	0. 6	1	1	
2年	1. 2	2	2	
3年	1. 8	3	3	
4年	2. 4	4	4	6
5年	3	5	5	7. 5
6年	3. 6	6	6	9
7年	4. 2	7	7	10. 5
8年	4. 8	8	8	12
9年	5. 4	9	9	13. 5
10年	6	10	10	15
11年	8. 88	11. 1	13. 875	16. 65
12年	9. 76	12. 2	15. 25	18. 3
13年	10. 64	13. 3	16. 625	19. 95
14年	11. 52	14. 4	18	21. 6
15年	12. 4	15. 5	19. 375	23. 25
16年	15. 39	17. 1	21. 375	24. 9
17年	16. 83	18. 7	23. 375	26. 55
18年	18. 27	20. 3	25. 375	28. 2
19年	19. 71	21. 9	27. 375	29. 85
20年	23. 5	24. 44	30. 55	32. 76
21年	25. 5	26. 52	32. 63	34. 476
22年	27. 5	28. 60	34. 71	36. 192
23年	29. 5	30. 68	36. 79	37. 908
24年	31. 5	32. 76	38. 87	39. 624
25年	33. 5	34. 84	41. 34	41. 34
26年	35. 1	36. 504	43. 212	43. 212
27年	36. 7	38. 168	45. 084	45. 084
28年	38. 3	39. 832	46. 956	46. 956
29年	39. 9	41. 496	48. 828	48. 828
30年	41. 5	43. 16	50. 7	50. 7
31年	42. 7	44. 408	52. 572	52. 572
32年	43. 9	45. 656	54. 444	54. 444
33年	45. 1	46. 904	56. 316	56. 316
34年	46. 3	48. 152	58. 188	58. 188
35年	47. 5	49. 4	59. 28	59. 28
36年	48. 7	49. 4	59. 28	59. 28
37年	49. 9	49. 9	59. 28	59. 28
38年	51. 1	51. 1	59. 28	59. 28
39年	52. 3	52. 3	59. 28	59. 28
40年	53. 5	53. 5	59. 28	59. 28
41年	54. 7	54. 7	59. 28	59. 28
42年	55. 9	55. 9	59. 28	59. 28
43年	57. 1	57. 1	59. 28	59. 28
44年	58. 3	58. 3	59. 28	59. 28
45年	59. 28	59. 28	59. 28	59. 28

※1 職員就業規則第26条に規定する解雇に限る

※2 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）に規定する障害共済年金に該当する状態にある負傷又は病気に限る

※3 勤続期間が3年以内の者を除く

別表2

退職手当の調整額 平成18年4月以降

区分	月額	一般職員Ⅰ 本給表(級)	一般職員Ⅱ本給 表(級)	教育職員Ⅱ本給 表(級)	教育職員Ⅰ本給 表(級)	教育職員Ⅱ本給 表(級)	教育職員Ⅲ本給 表(級)	医療職員Ⅰ 本給表(級)	医療職員Ⅱ本給 表(級)	役員本給表 (級)
1	62,500									1~6
2	50,000	9								
3	45,850	8								
4	41,700	7	5					8	7	
5	33,350	6			4		4	7,6	6	
6	25,000	5			4				5	
7	20,850	4	5		3	2<※1>	3,特2 2<※1>	5	4	
8	16,700	3	4 3(在職期間が120 月を越える者)	2(29号俸以上の 者)		2<※2>	2<※2>	4,3	3 2(在職期間が 360月を越える者)	
9	0	2,1	3(上記以外の者) 2,1	2(上記以外の者) 2,1	2(上記以外の者) 1	2(上記以外の者) 1	2(上記以外の者) 1	2,1	2(上記以外の者) 1	

※1 経験年数30年(大学4卒)以上

※2 経験年数12年(大学4卒)以上

附則別表

退職手当の調整額 平成18年3月まで

区分	月額	本給表(級) ※1	一般職員Ⅱ本給 表(級)※1	教育職員Ⅰ本給 表(級)※1	教育職員Ⅱ本給 表(級)※1	教育職員Ⅲ本給 表(級)※1	本給表(級) ※1	医療職員Ⅱ本給 表(級)※1	役員本給表 (級)※1
1	62,500								全て
2	50,000	11							
3	45,850	10		5<※4>					
4	41,700	9		5			8	7	
5	33,350	8		4<※5>	4	4	7,6	6	
6	25,000	7		4				5	
7	20,850	6	6	3	3	3	5	4	
8	16,700	5,4	5,4 3(在職期間が 120月を越える者)	2<※6>	2<※3>	2<※2>	4,3	3	2(在職期間が360 月を越える者)
9	0	3,2,1	3(上記以外の者) 2,1	2(上記以外の者) 1	2(上記以外の者) 1	2(上記以外の者) 1	2,1	2(上記以外の者) 1	

※1 法人化前については、一般職員Ⅰ本給表は行政職(一)俸給表に、一般職員Ⅱ本給表は行政職(二)俸給表に、教育職員Ⅰ本給表は教育職(一)俸給表に、教育職員Ⅱ本給表は教育職(二)俸給表に、教育職員Ⅲ本給表は教育職(三)俸給表に、医療職員Ⅰ本給表は医療職(一)俸給表に、医療職員Ⅱ本給表は医療職(二)俸給表に、医療職員Ⅲ本給表は医療職(三)俸給表に、役員本給表は指定職俸給表に読み替える。

- ※2 経験年数30年(大学4卒)以上
- ※3 経験年数12年(大学4卒)以上
- ※4 期末給における役職段階別加算20%支給者
- ※5 期末給における役職段階別加算15%支給者
- ※6 期末給における役職段階別加算5%支給者